

事業再構築補助金 令和4年度第二次補正予算 【サプライチェーン強靱化枠】 の概要

1.1版

令和5年3月

地域経済産業グループ

中小企業等事業再構築促進事業

①②③④中小企業庁経営支援部

技術・経営革新課

⑤地域経済産業グループ

地域産業基盤整備課

令和4年度補正予算案額 **5,800 億円**

事業の内容

事業目的

長引く新型コロナウイルス感染症の影響に加え、物価高騰等により、事業環境が厳しさを増す中、中小企業等が行う、ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応した、感染症等の危機に強い事業への大胆な事業再構築の取組を支援することで、中小企業等の付加価値額向上や賃上げにつなげるとともに、日本経済の構造転換を促すことを目的とします。

事業概要

中小企業等の新分野展開等を支援する事業再構築補助金について、以下の所要の変更を行い、強力に支援します。

①物価高騰対策・回復再生応援枠の創設

新型コロナの影響に加え、物価高騰等により業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者の事業再構築を引き続き支援するため、補助率を上げた特別枠を創設します。

②成長枠（旧通常枠）の創設、グリーン成長枠の要件緩和及び上乗せ支援の創設

成長分野に向けた大胆な事業再構築に取り組む事業者に向け、売上高減少要件を撤廃した成長枠を創設します。グリーン成長枠については、要件を緩和した類型（エントリー）を創設し、使い勝手を向上させます。また、これらの枠で申請する事業者の中で、中堅・大企業へ成長する事業者や、大規模な賃金引上げ等を行う事業者に対し、補助金額や補助率を上乗せします。

③産業構造転換枠の創設

国内市場の縮小等の産業構造の変化等により、事業再構築が強く求められる業種・業態の事業者に対し、補助率を引き上げる等により、重点的に支援します。

④最低賃金枠の継続

最低賃金引上げの影響を大きく受ける事業者の事業再構築を引き続き支援します。

⑤サプライチェーン強靱化枠の創設

海外で製造する部品等の国内回帰を進め、国内サプライチェーンの強靱化及び地域産業の活性化に資する取組を行う事業者を支援します。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



申請類型	補助上限額(※1)	補助率
物価高騰対策・回復再生応援枠 (引き続き業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者、原油価格・物価高騰等の影響を受ける事業者に対する支援)	1,000万円、1,500万円、2,000万円、3,000万円(※3)	中小2/3(一部3/4)、中堅1/2(一部2/3)
成長枠(※2) (大胆な事業再構築に取り組む事業者に対する支援)	2,000万円、4,000万円、5,000万円、7,000万円(※3)	中小1/2、中堅1/3(※4)
グリーン成長枠(※2) (研究開発・技術開発又は人材育成を行いながら、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組を行う事業者に対する支援)	<エントリー> 中小：4,000万円、6,000万円、8,000万円(※3) 中堅：1億円 <スタンダード> 中小：1億円、中堅：1.5億円	中小1/2、中堅1/3(※4)
産業構造転換枠 (構造的な課題に直面している事業者が取り組む事業再構築に対する支援)	2,000万円、4,000万円、5,000万円、7,000万円(※3) 廃業を伴う場合、2,000万円上乗せ	中小2/3、中堅1/2
最低賃金枠 (最低賃金引上げの影響を受け、その原資の確保が困難な特に業況の厳しい事業者に対する支援)	500万円、1,000万円、1,500万円(※3)	中小3/4、中堅2/3
サプライチェーン強靱化枠 (海外で製造する部品等の国内回帰を進め、国内サプライチェーンの強靱化及び地域産業の活性化に資する取組を行う事業者に対する支援)	5億円 ※建物費を含まない場合は3億円	中小1/2 中堅1/3

(※1) 補助下限額は100万円 (※2) 事業実施期間中に中小企業から中堅企業へ成長する事業者等に対する上乗せ枠(卒業促進枠)又は継続的な賃金引上げに取り組むと共に従業員を増加させる事業者に対する上乗せ枠(大規模賃金引上げ促進枠)に応募可能。(※3) 従業員規模により異なる (※4) 補助事業期間内に賃上げ要件を達成した場合、補助率を中小2/3、中堅1/2に引上げ

成果目標

事業終了後3～5年で、付加価値額の年率平均3.0%（一部5.0%）以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%（一部5.0%）以上の増加等を目指します。

1. 事業再構築補助金（令和4年度第二次補正予算）の全体像

類型	最低賃金枠	物価高騰対策・回復再生応援枠	産業構造転換枠	成長枠	グリーン成長枠		サプライチェーン強靱化枠
					エントリー	スタンダード	
対象	最低賃金引き上げの影響を受け、その原資の確保が困難な事業者	業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者、原油価格・物価高騰等の影響を受ける事業者	国内市場縮小等の構造的な課題に直面している業種・業態の事業者	成長分野への大胆な事業再構築に取り組む事業者	研究開発・技術開発又は人材育成を行いながら、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組を行う事業者		海外で製造する部品等の国内回帰を進め、国内サプライチェーンの強靱化及び地域産業の活性化に資する取組を行う事業者
補助上限	最大 1,500万円	最大 3,000万円	最大 7,000万円	最大 7,000万円	最大 8,000万円 (中堅1億円)	1億円 (中堅1.5億円)	最大 5億円
補助率	3/4	2/3 (一部3/4)	2/3	1/2 (大規模賃上げ達成で2/3へ引き上げ) 【大規模賃上げ要件】 事業終了時点で①給与支給総額+6%以上、 ②事業場内最低賃金+45円			1/2

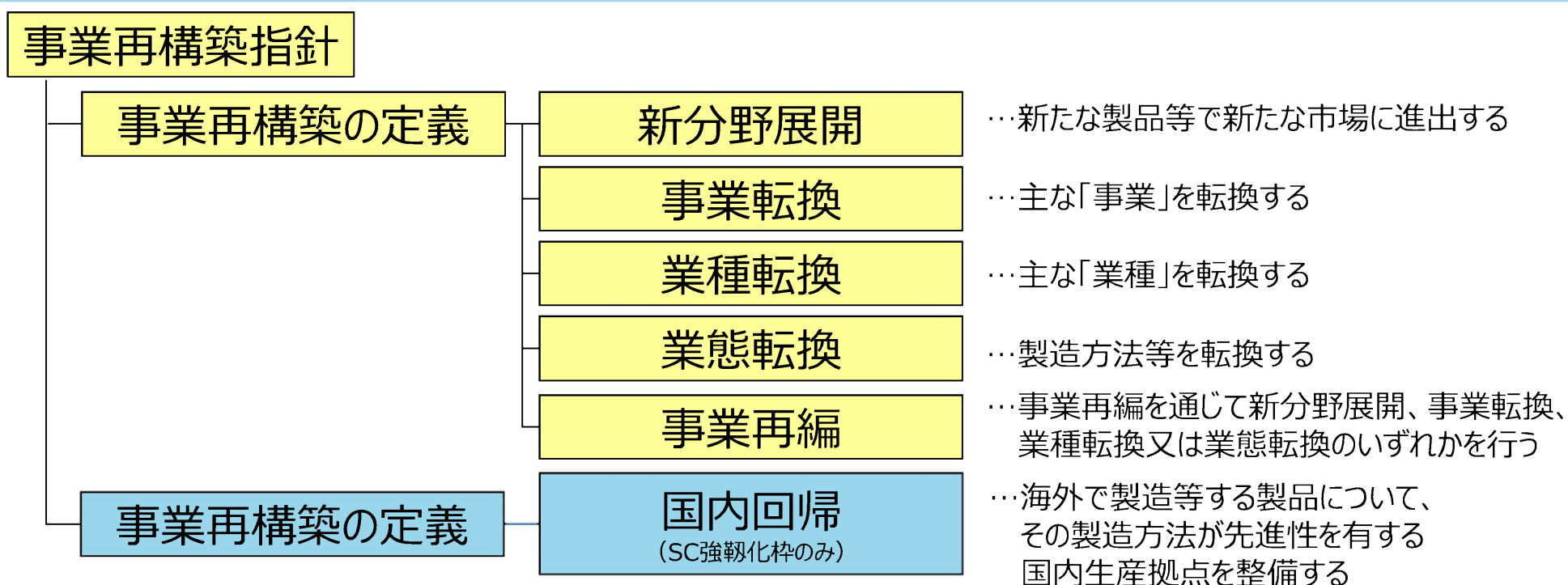
業況が厳しい事業者向け

賃上げ等へのインセンティブ

- 大規模賃金引上：上限3,000万円上乘せ
- 中小企業等からの卒業：上限を2倍に引き上げ

2. 事業再構築指針について

- 「**事業再構築指針**」は、事業再構築補助金の支援の対象を明確化するため、「**事業再構築**」の**定義等**について、明らかにしたものです。
- 「**事業再構築**」とは、「新分野展開」、「事業転換」、「業種転換」、「業態転換」又は「事業再編」の5つの類型を指し、本事業に申請するためには、これら5つのうち、いずれかの類型に該当する事業計画を認定支援機関と策定することが必要となります。
- **第10回公募**からは、これら5類型に加え、新たに「**国内回帰**」を追加する予定です。なお、「**国内回帰**」は**サプライチェーン強靱化枠のみの類型**になります。



3. サプライチェーン強靱化枠の要件

- 海外で製造する部品等の国内回帰を進め、国内サプライチェーンの強靱化及び地域産業の活性化に取り組む事業者(製造業)を対象として「サプライチェーン強靱化枠」を新設し、補助上限額を最大5億円まで引き上げて支援。

項目	内容
概要	<u>国内サプライチェーン強靱化及び地域産業の活性化</u> に資する中小企業等の取組を支援
補助金額	中堅企業、中小企業 1,000万円 ~ 5億円以内 ※建物費を含まない場合は3億円以内
補助率	中小企業者等 1/2以内 中堅企業等 1/3以内
補助事業実施期間	交付決定日～ 28か月以内 （ただし、 <u>採択発表日から30か月後の日まで</u> ）
対象業種	製造業
補助対象経費	建物費、機械装置・システム構築費 ※他の枠と対象となる経費が異なりますのでご注意ください。

4. サプライチェーン強靱化枠の対象となる事業者

項目	内容
補助対象事業の要件	<p>① 国内回帰の取組であること（次頁参照）</p> <p>② 事業計画を認定経営革新等支援機関と策定すること。補助金額が3,000万円を超える案件は認定経営革新等支援機関及び金融機関（金融機関が認定経営革新等支援機関であれば当該金融機関のみでも可）と策定していること</p> <p>③ 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均5.0%以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均5.0%以上増加する見込みの事業計画を策定すること</p> <p>④ 取引先から国内での生産（増産）要請があること（事業完了後、具体的な商談が進む予定があるもの）</p> <p>⑤ 取り組む事業が、過去～今後のいずれか10年間で、市場規模が10%以上拡大する業種・業態（※）に属していること</p> <p>※対象となる業種・業態は、事務局で指定します（公募開始時に事務局HPで公開予定）。指定された業種・業態以外であっても、応募時に要件を満たす業種・業態である旨データを提出し、認められた場合には対象となり得ます。</p> <p>⑥ 下記の要件をいずれも満たしていること</p> <p>(1) 経済産業省が公開するD X 推進指標を活用し、自己診断を実施し、結果を独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に対して提出していること。</p> <p>(2) IPAが実施する「SECURITY ACTION」の「★★ 二つ星」の宣言を行っていること。</p> <p>⑦ 交付決定時点で、設備投資する事業場内最低賃金が地域別最低賃金より30円以上高いこと。ただし、新規立地の場合は、当該新事業場内最低賃金が地域別最低賃金より30円以上高くなる雇用計画を示すこと。</p> <p>⑧ 事業終了後、事業年度から3～5年の事業計画期間終了までの間に給与支給総額を年率2%以上増加させる取組であること</p> <p>⑨ 「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトにて、宣言を公表していること</p>

5. 事業再構築（国内回帰）とは（案）

国内回帰の定義（案）

国内回帰とは、海外で製造等する製品について、その製造方法が先進性を有する国内生産拠点を整備することをいう。

国内回帰の該当要件（案）

本事業の対象となる国内回帰とは、次のいずれにも該当する場合をいう。

- (1) 事業を行う中小企業等が海外で製造・調達している製品について、国内で生産拠点を整備すること※
【海外製造等要件】

※ただし、事業を行う中小企業等が取引先から要請を受けて、取引先が海外から調達している製品を製造する生産拠点を国内で整備する場合も特例的に対象とみなします。

- (2) 事業による製品の製造方法が先進性を有するものであること 【導入設備の先進性要件】

- (3) 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと

(i) 事業計画期間終了後、本事業により製造する製品の売上高又は付加価値額が、総売上高の十分の一又は総付加価値額の百分の十五以上を占めることが見込まれるものであること。

(ii) 令和3年11月以前の直近の事業年度の決算に基づく売上高が10億円以上であり、かつ、同事業年度の決算に基づく売上高のうち、事業再構築を行う事業部門の売上高が3億円以上である場合には、事業計画期間終了後、本事業により製造する製品の売上高又は付加価値額が、当該事業部門の売上高の十分の一又は付加価値額の百分の十五以上を占めることが見込まれるものであること。

【新事業売上高10%等要件】

5 - 1. 海外製造等要件について（案）

海外製造等要件を満たすためには、**海外で製造・調達している製品について、国内に生産拠点を整備**することを事業計画や添付書類においてお示ください。

海外製造等要件についてお示しいただく事項

① **海外で製造・調達している製品**であること

事業により製造する製品について、**事業を行う中小企業等（申請者）が海外で製造・調達**している製品であることを、以下のa及びbによりお示しいただく必要があります。

a：当該製品について、**2020年1月以降に海外から調達した実績**があること

（例：2020年～2022年の各年における海外から国内への当該製品の納品量 等）

b：2020年1月以降の**当該製品の海外への発注及び海外からの納品の事実**（a.を裏付ける取引の実績）

（例：上記を満たす、1つの取引に関する発注書及び納品書 等）

※全ての取引の実績を示す必要はありません。

※1 日本語以外の場合は、日本語訳を添付すること。

※2 申請者が取引先から要請を受けて、取引先が海外から調達している製品を製造する生産拠点を国内で整備する場合は、上記a及びbは取引先についてのものであること。

② **国内に生産拠点を整備**する計画であること

5 - 2. 導入設備の先進性要件について（案）

導入設備の先進性要件を満たすためには、事業による製品の製造方法が先進性を有するものであることを事業計画や添付書類においてお示ください。

導入設備の先進性要件についてお示しいただく事項

① 先進的な設備を導入すること

既存設備と同程度の設備で製造することは、製造方法が先進性を有するとはいえません。

補助事業により導入する全ての設備が特注品又は製造機器メーカーの最新カタログに掲載されているものであることをお示し下さい。

② 導入設備の導入効果を証明すること

性能や効能を定量的に説明することで、生産性や付加価値向上等の導入効果があることをお示し下さい。（例：○○部品の製造にあたり、○○設備を導入することで、○○加工を行えるほか、生産効率がX%向上する等）

5-3. 国内回帰の要件を満たす例①

例えば、以下のような場合には、要件を満たすことから、国内回帰に該当します。

- ・空調機器関連の**大企業（取引先）**が、**部品の国内調達を強化**するため、**国内事業者（申請者）**に**増産要請**。
- ・依頼を受けた**中堅企業（申請者）**が、これまで**海外生産していた関連部品**について**国内回帰（国内生産拠点を強化）**し、3年間の事業計画期間終了後、**総売上高の10%（又は総付加価値額の15%）以上**を占める計画を策定している場合

取引先

空調機器関連部品の国内調達を強化

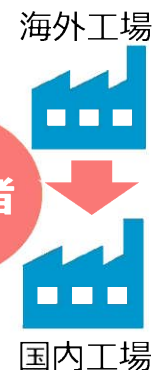
- ・海外部品の供給途絶の状況を鑑み、空調機器関連部品の国内調達を強化。
- ・これまで取引のあった**既存のサプライヤーに国内での増産要請**。



新たな部品に対応するため国内工場を新設

- ・**取引先からの増産要請**を受け、海外工場で生産していた**関連部品を国内回帰し、国内生産を強化**。
- ・既存の**国内工場の生産ラインを増強**するため、**新たに設備導入**。

申請者



要件

海外製造等要件

事業を行う中小企業等が海外で製造を行っていた製品について、国内で生産拠点を整備すること

導入設備の先進性要件

事業による製品の製造方法が先進性を有するものあること

新事業売上高10%等要件

3～5年間の事業計画期間終了後、製造する製品の売上高が、総売上高の10%（又は総付加価値額の15%）以上を占める計画を策定することが必要

要件を満たす考え方

取引先の大企業から要請があり、申請者が海外生産していた部品を国内で製造するため、国内生産拠点を整備する場合は、要件を満たす。

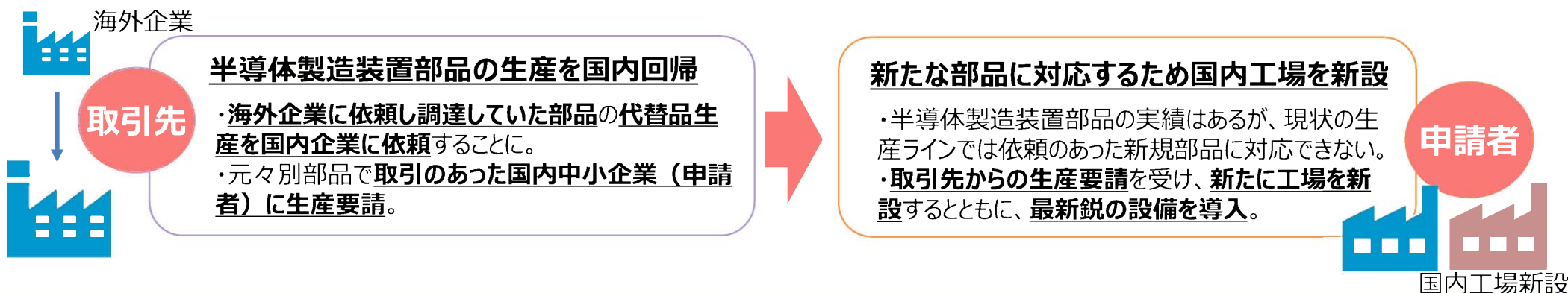
最新鋭のFA機器の導入により、生産性を大幅に高める製造方法に取り組むことで、要件を満たす。

3年間の事業計画期間終了時点において、本事業により製造する製品の売上高が、総売上高の10%（又は総付加価値額の15%）以上を占める計画を策定していれば、要件を満たすこととなる。

5-3. 国内回帰の要件を満たす例②

例えば、以下のような場合には、要件を満たすことから、国内回帰に該当します。

- ・半導体製造装置関連の**大企業（取引先）**が、**海外サプライチェーンを見直し、生産を国内回帰**させるため、従来海外の取引先に依頼していた部品について、**国内調達に切り替える**ため、**国内事業者（申請者）に生産要請**。
- ・依頼を受けた**中小企業（申請者）**が、新たに**日本国内に生産拠点を新設**し、3年間の事業計画期間終了後、**総売上高の10%（又は総付加価値額の15%）以上**を占める計画を策定している場合



要件		要件を満たす考え方
海外製造等要件	事業を行う中小企業等が取引先から要請を受けて、取引先が海外から調達している製品を製造する生産拠点を国内で整備すること	取引先の大企業等から要請があり、取引先が海外から調達していた部品を製造するために、申請者が、国内生産拠点を整備する場合は、要件を満たす。（取引先からの生産要請に加え、取引先が当該部品を海外から調達していた実績を証明する必要がある。）
導入設備の先進性要件	事業による製品の製造方法が先進性を有するものあること	最先端の工作機械の導入により、付加価値を大幅に高める製造方法に取り組むことで、要件を満たす。
新事業売上高10%等要件	3～5年間の事業計画期間終了後、製造する製品の売上高が、総売上高の10%（又は総付加価値額の15%）以上を占める計画を策定することが必要	3年間の事業計画期間終了時点において、本事業により製造する製品の売上高が、総売上高の10%（又は総付加価値額の15%）以上を占める計画を策定していれば、要件を満たすこととなる。

6. 複数回採択について

- 事業再構築補助金では、原則として、1事業者につき採択は1回に限っているが、**サプライチェーン強靱化枠**については、**一定の条件下で過去採択された事業者の再申請・採択を認める。**
※ただし、**1回目の採択額（交付決定を受けている場合は交付決定額又は確定額）との差額分を補助上限とする。**
- ただし、支援を受けることができる回数は**2回を上限（サプライチェーン強靱化枠としては1回限り）**とする。

第1回～第9回公募

第10回公募以降

1回目の申請・採択

2回目の申請・採択

- ①グリーン成長枠以外で1度目の採択を受けた事業者 → ①グリーン成長枠・産業構造転換枠・**サプライチェーン強靱化枠**に限り申請可能
②グリーン成長枠で1度目の採択を受けた事業者 → ②**サプライチェーン強靱化枠**に限り申請可能

(注) ・支援を受けることができる回数は**2回を上限**とする。

・**サプライチェーン強靱化枠は、1回目の採択額（交付決定を受けている場合は交付決定額又は確定額）との差額分を補助上限とする。**

追加提出資料と審査内容

通常の申請に加えて、以下の2つの資料の提出が必要。

①既に事業再構築補助金で取り組んでいる事業再構築とは**異なる事業再構築（国内回帰）であること**の説明資料

②既存の事業再構築を行いながら新たに取り組む事業再構築を行うだけの**体制や資金力があること**の説明資料

→通常の審査に加え、**これらの資料についても考慮**したうえで採否を判断する。

7. スケジュール・事前着手

令和4年度第二次補正予算にかかる公募

- 令和5年3月下旬頃公募開始予定
- 再構築補助金全体としては、令和5年度末までに3回程度の公募の実施を予定しておりますが、サプライチェーン強靱化枠については、1～2回程度の実施を予定しております。

事前着手承認制度

- 補助事業の着手(発注・購入契約の締結等)は、原則として交付決定後です。
- 公募開始後、事前着手申請を提出し、承認された場合は、**2022年12月2日以降**（2022年12月2日以降の事前着手開始日として認める日以降）の事前着手を認めます。ただし、設備の購入等では入札・相見積の取得等、補助金のルールに則った経理処理が必要となります。
- 交付決定前に事前着手が承認された場合であっても、補助金の採択を約束するものではありません。また、採択された場合でも、補助対象経費については、交付申請時に認められたものに限ります。